

つくば市議会委員会条例（昭和62年つくば市条例第58号）新旧対照表

改正後	改正前
第1条—第63条（略） （情報通信端末機の持込み等） 第64条 委員は、情報通信端末機（議会が貸与するタブレット端末並びに議員の <u>携帯電話及びパーソナルコンピュータ</u> に限る。）を、迅速かつ正確な情報の収集 及び確認のため、委員会室内に持ち込み、会議に活用することができる。 第65条（以下略）	第1条—第63条（略） （情報通信端末機の持込み等） 第64条 委員は、情報通信端末機（議会が貸与するタブレット端末及び議員の携 <u>帯電話</u> に限る。）を、迅速かつ正確な情報の収集 及び確認のため、委員会室内に持ち込み、会議に活用することができる。 第65条（以下略）